

## 地域密着型サービス事業者指定に係る意見について (意見聴取事項・事前審議)

指定認知症対応型共同生活介護事業所 1事業所

### (1) サービスの概要

認知症である利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と、機能訓練を行うことにより、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

### (2) 指定申請案件

申請者	東京都北区田端新町2-8-11 グリーン燃料開発株式会社 代表取締役 瀬尾 裕文
事業所名称	グループホーム はるかぜハウス
事業所の所在地	横須賀市長沢1-8-23
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業開始日	令和3年4月1日
利用定員	9人
共同生活住居数	1ユニット(※)
利用料	介護報酬の告示上の額
その他の利用料	食材料費(朝食400円、昼食600円、夕食600円、 おやつ200円) 家賃 50,000円 光熱水費 25,000円 管理費 14,700円 理美容代、オムツ代 実費
協力医療機関	衣笠病院、げんぶんデンタルクリニック

#### ※ユニット数(利用定員)について

当初、2ユニット(利用定員18人)の予定でありましたが、介護従業者の確保が難しく、1ユニット(利用定員9人)での指定となります。現在、事業者においては、介護従業者の確保を進めており、確保でき次第、2ユニット(利用定員18人)に増床する予定です。

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

区分	要件	指定案件 (グループホーム はるかぜハウス)
人員 基 準	<p>事業の代表者</p> <p>特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者</p> <p>次のいずれかの研修を修了していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症介護実践者研修又は認知症介護実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修、痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）、認知症介護指導者研修、認知症高齢者グループホーム開設予定者研修、認知症対応型サービス事業開設者研修</li> </ul>	<p>当該事業所を運営する法人の役員として、介護事業の経営に携わった経験を有する。</p> <p>認知症対応型サービス事業開設者研修 令和2年2月修了</p>
	<p>管理者</p> <p>共同生活住居（ユニット）ごとに常勤専従（管理上支障がない場合は兼務が可能）</p> <p>特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者</p> <p>認知症高齢者グループホーム管理者研修又は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。</p>	<p>常勤兼務 ※当該事業所の計画作成担当者、介護従業者との兼務</p> <p>認知症対応型共同生活介護事業所等において、3年以上の認知症高齢者の介護に従事</p> <p>認知症対応型サービス事業管理者研修 平成18年10月修了</p>
	<p>計画作成担当者</p> <p>ユニットごとに配置</p> <p>計画作成担当者のうち1人以上は介護支援専門員 (併設する指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携により、当該事業所の効果的は運営を期待することができ、利用者の処遇に支障がないときは介護支援専門員である計画作成担当者をおかないことができる)</p> <p>認知症介護実践研修又は痴呆介護実務者研修（基礎課程）を修了していること。</p>	<p>適正に配置</p> <p>併設看護小規模多機能型居宅介護事業所との連携による</p> <p>痴呆介護実務者研修基礎課程 平成16年2月修了</p>
	<p>介護従業者</p> <p>日中の時間帯において、常勤換算方法でユニットごとに当該ユニットの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上 (例) ユニットの利用者9人に対する日中（夜間及び深夜の時間帯を除く）15時間の間に3人×8時間（常勤職員の1日の勤務時間）合計24時間以上の介護が提供されることが必要</p> <p>夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上</p> <p>ユニットごとに1人以上常勤</p>	<p>適正に配置</p> <p>適正に配置</p> <p>適正に配置</p>

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

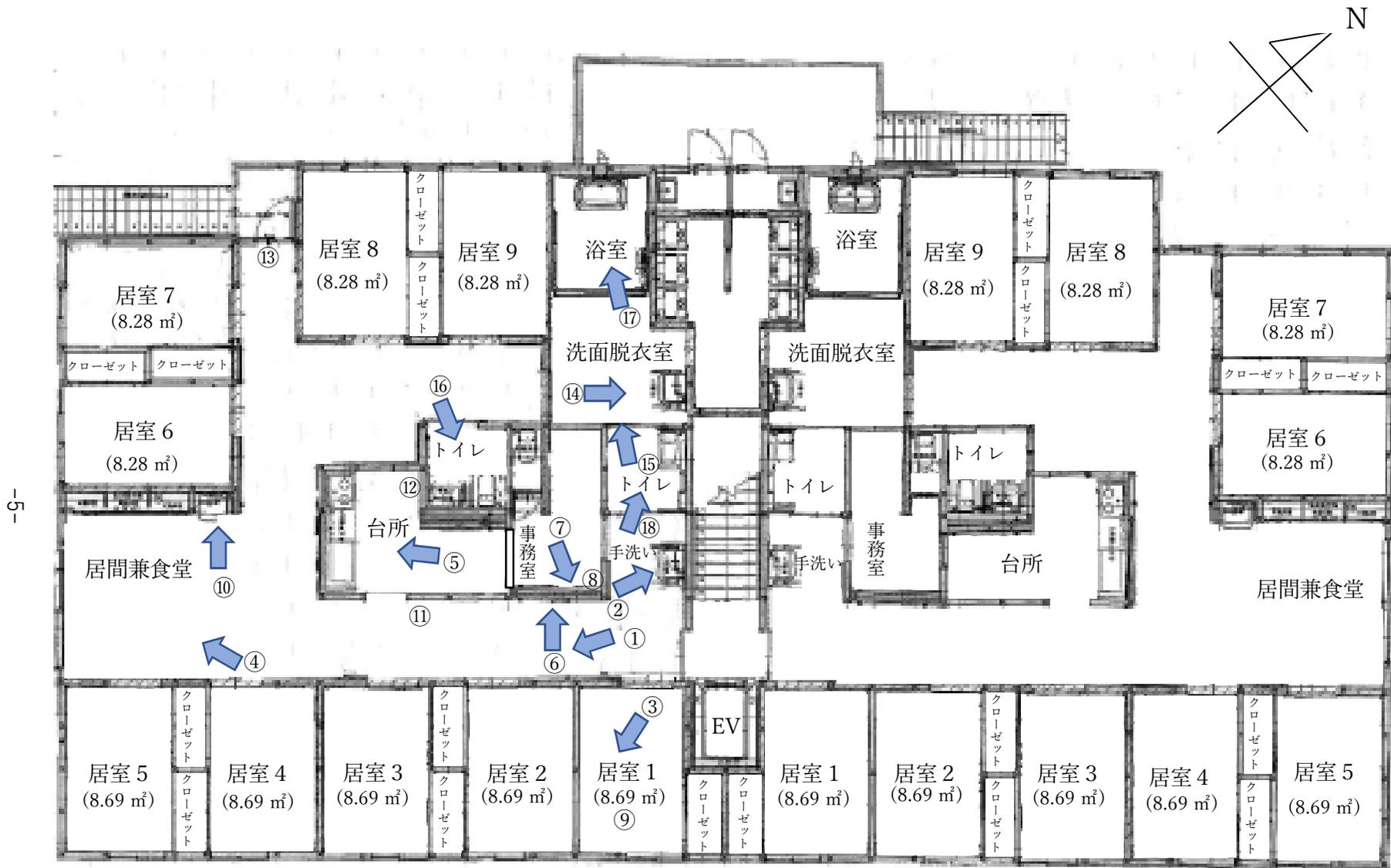
区 分		要 件	指定案件 (グループホーム はるかぜハウス)
設備 基準	共同生活住居	1又は2ユニット	1ユニット
	入居定員	5人以上9人以下（1ユニットあたり）	9人
	居室	定員は1名。ただし、利用者の処遇上必 用と認められる場合は2名可能。 ----- 床面積は7.43㎡以上	個室9室 最小の居室面積は8.28㎡
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要 な設備	スプリンクラー、消火器、誘導灯、火災報 知機、非常ベル、消防回線

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第31号）に適合します。

グループホーム はるかぜハウス  
看護小規模多機能型居宅介護 はるかぜハウス  
位置図



グループホーム はるかぜハウス 平面図



\*左側ユニット使用、右側ユニットについては、今後ユニット増予定



① 外観 (看板設置予定)



② 廊下



③ 手洗い



④ 居室



⑤ 居間兼食堂 (家具搬入中)



⑥ 台所



⑥ 事務室



⑦ 鍵付き書庫



⑧ 報知器受信盤



⑨ スプリンクラー・火災報知器



⑩ 手洗い (居間兼食堂)



⑪ 非常ベル・消火器



⑫ 消火器



⑬ 誘導灯



⑭ 手洗い (洗面脱衣室内)



⑮ 洗面脱衣室



⑯ トイレ



⑰ 浴室



⑱ トイレ

## 2 指定(介護予防)看護小規模多機能型居宅介護事業所 1事業所

### (1) サービスの概要

利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を目指すことにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

利用者がその居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊することで、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けることにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援する。

### (2) 指定申請案件

申請者	東京都北区田端新町2-8-11 グリーン燃料開発株式会社 代表取締役 瀬尾 裕文
事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護 はるかぜハウス
事業所の所在地	横須賀市長沢1-8-23
サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護
事業開始日	令和3年4月1日
登録定員	29人
利用定員	通いサービスの利用定員 18人 宿泊サービスの利用定員 9人
利用料	介護報酬の告示上の額
その他の利用料	食費(朝食400円、昼食600円、夕食600円、 おやつ200円) 宿泊費 3000円 教養娯楽費、おむつ・リハビリパンツ・パット代 実費 交通費(実施地域を越えたところから1kmごとに51円)
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部(久里浜、北下浦行政センター管内)
協力医療機関	衣笠病院、げんぶんデンタルクリニック

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

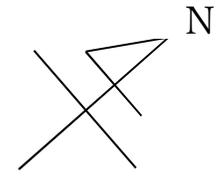
区 分		要 件	報告案件 (看護小規模多機能型居宅介護 はるかぜハウス)
人員 基準	事業の代表者	①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者。	当該事業所を運営する法人の役員として、介護事業の経営に携わった経験を有する。
		②「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師。	認知症対応型サービス事業開設者研修 令和2年2月修了
	管理者	事業所ごとに常勤専従で配置 (管理上支障がない場合は兼務が可能)	常勤兼務 ※当該事業所の介護従業者との兼務
		①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者。	認知症対応型共同生活介護事業所にて高齢者介護に3年以上従事した経験を有する。
		②「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師。	認知症対応型サービス事業管理者研修 平成22年2月修了
	介護支援専門員	専従で配置 (利用者の処遇に支障がない場合は兼務可能)	常勤兼務 ・当該事業所の介護従業者と兼務
		「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること。	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 令和2年11月修了
	介護従業者	①日中の時間帯において、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増やすごとに介護従業者を1以上配置する。 (例) 日中の時間帯を午前6時から午後9時までとし、常勤職員の勤務時間を8時間とした場合、通いサービスの利用者が15名のときは、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されることが必要	14人で必要な体制を確保 (常勤専従 4人、常勤兼務2人、非常勤専従8人)
		②日中の時間帯において、常勤換算方法で訪問サービスの提供に当たる介護従業者を2以上配置する。	
		③日中の通いサービス及び訪問サービスの提供にあたる従業者のうち1以上の者は看護職員でなければならない。	
④夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜勤職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。)			
⑤夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の宿直職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。)			
⑥介護従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。		看護師2人	
⑦介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師でなければならない。		常勤換算方法で2.6	

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区 分		要 件	報告案件 (看護小規模多機能型居宅介護 はるかぜハウス)
	登録定員	29人以下	29人
	利用定員	通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで。ただし、登録定員が26人又は27人の場合は16人、28人の場合は17人、29人の場合は18人。 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通いサービス 18人</li> <li>・宿泊サービス 9人</li> </ul>
	宿泊室	①個室の定員は1名。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2名可能。	個室4室 最小の宿泊室面積は8.28㎡
②個室の床面積は7.43㎡以上。			
③個室以外の宿泊室を設ける場合、その床面積は、 (宿泊サービスの利用定員－個室の定員数)×7.43㎡以上		41.60㎡(宿泊室5室分)	
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	スプリンクラー、消火器、誘導灯、火災報知機、非常ベル、消防回線

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第30号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第31号)に適合します。

看護小規模多機能型居宅介護 はるかぜハウス 平面図



【現地写真】 看護小規模多機能型居宅介護 はるかぜハウス  
(令和3年3月15日撮影)



① 外観

(新しい看板を設置予定)



② 玄関



③ 居間

(テーブル、イス等を設置予定)



④ 居間

(テーブル、イス等を設置予定)



⑤ 事務室1



⑥ 事務室2

【現地写真】 看護小規模多機能型居宅介護 はるかぜハウス  
(令和3年3月15日撮影)



⑦ 書庫



⑧ 相談室

(テーブル、イス等を配置予定)



⑨ 洗面台



⑩ 宿泊室1

(ベッドを設置予定)

【現地写真】 看護小規模多機能型居宅介護 はるかぜハウス  
(令和3年3月15日撮影)



⑪ 宿泊室2  
(ベッドを設置予定)



⑫ 台所



⑬ 脱衣所



⑭ 浴室

【現地写真】 看護小規模多機能型居宅介護 はるかぜハウス  
(令和3年3月15日撮影)



⑮ トイレ1



⑯ トイレ2



⑰ 消火器



⑱ 火災報知器、消火器



⑲ 誘導灯



⑳ 誘導灯

【現地写真】 看護小規模多機能型居宅介護 はるかぜハウス  
(令和3年3月15日撮影)